

令和4年度第3回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年6月10日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子	
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	5番	小林	孝	
	6番	谷尾	友枝	7番	小椋	武	
	8番	田中	正則	9番	山寄	幸臣	
	10番	中田	典昭	11番	山根	祐一	

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	山本	知司
	上月	清	西村	昭二
	公賀	義高	白岩	義広

4. 欠席委員 綾木 晴子 保田 公範 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 1番 平木 正紀 | 2番 明治 良一 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農業振興地域整備計画の変更について | |
| 第7 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）
 本日の欠席者は、綾木委員、保田推進委員、竹内推進委員の3名です。
 農業委員 出席者数 13名
 農地利用最適化推進委員 出席者数 12名
 定足数に達していますので、令和4年度第3回八頭町農業委員会を始めます。
 今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。
 開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）
 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、1番 平木正紀委員、2番 明治良一委員をお願いします。
 次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。
 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。
 今月は11件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。
 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。10ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は1件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。
 報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。11ページをご覧ください。今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫及び農道です。問題ありませんでしたので受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

<p>議長（会長）</p>	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号4-1について説明をします。 【議案第1号 受付番号4-1 朗読後、説明】 土地の所在地 富枝地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 393 m² 権利の種類は、所有権移転贈与です。 理由につきましては、譲受人は空き家バンクに登録されていた譲渡人の家を購入され、その家と一緒に農地も譲り受けられるということです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、経営農地はありませんが、今回譲り受けられる農地で柿と野菜を栽培される予定です。通作については、自宅の前に位置し概ね50m程度であり問題はないと思われまます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、新たに農業に従事されますが、移住以前に2年以上、農作業を経験されており、問題はないと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は「八頭町空き家バンクに登録された空き家に付随する農地」で、1アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、3.9アールあり問題はありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では現状のまま譲り受けるということで柿と野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>この件につきましては、7番 小椋武委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
<p>小椋委員</p>	<p>それでは事前調査について報告をさせていただきます。6月3日に現地確認を行いまして翌日に双方に聞き取りを行っております。譲受人は関西出身で今現在は富枝の町の空き家バンクに登録されていた住宅に居住されておられます。この住宅に付属する農地、畑地ではありますが、家の前の道を挟んで向かい側ということですのですぐ近くでございました。この畑の三分の一程度には柿と山椒の木が植わっておりその他についてはそのまま畑地ということで家庭菜園として</p>

小椋委員	利用されたいとの意向でございました。報告については以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。 議案書の2ページをご覧ください。 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和4年5月31日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権が、新規のみで3件です。面積は、田が3,606㎡（2筆）、畑が64㎡（1筆）のみで3,670㎡（3筆）です。 また、中間管理事業分が、新規5件、更新8件、合計13件です。面積は田のみで51,515㎡（31筆）です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。
議長（会長）	通常の利用権設定分 受付番号14-1から16-3について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号 14-1 から 16-3 について、申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号 66-1 から 78-13 について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 66-1 から 78-13 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第2号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年5月31日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号 101-1 から 119-19 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 51,515 m² (31筆) と、既に機構へ貸付けられている農地 31,719.34 m² (20筆) の合計 83,234.34 m² (51筆) を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人 3社へ 81,463.34 m² (49筆)、その他2名の個人耕作者へ 1,771 m² (2筆) を配分するものです。以上です。</p>
議長 (会長)	<p>それでは審議を行います。初めに、整理番号 103-3 を除く、整理番号 101-1 から 119-19 につきまして審議を行います。</p> <p>これらにつきまして、質問意見はありませんか。</p>

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。整理番号 103-3 を除く、整理番号 101-1 から 119-19 につきまして、申請どおり決定します。 続きまして、整理番号103-3についての審議ですが、これは山根委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。
	(山根委員退席)
	それでは整理番号103-3について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。
今井委員	報告3の1-1の申請人は山根委員ですがこの件は息子さんの名前になっています。なぜ息子さんになったり本人になったりするのかわからないのですが。
議長 (会長)	事務局どうぞ。
事務局	はい。山根委員、息子さんはそれぞれ別に経営をされておられるようです。他の農家の方も時折ご家族それぞれの名前で利用権を設定されることもあります。
西村委員	経営が別ということですか。
今井委員	わかりました。
議長 (会長)	ご理解いただいたようです。その他ございませんか。 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

<p>議長（会長）</p>	<p>賛成多数と認めます。整理番号 103-3 について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。</p> <p>（山根委員入室）</p> <p>以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第6 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について説明します。議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>八頭町長から、令和4年5月20日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>【議案第4号 受付番号1-1 朗読後、説明】</p> <p>受付番号1-1について説明します。</p> <p>申請地 久能寺地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 807 m²の内 457 m²</p> <p>目的は農用地区域からの除外です。</p> <p>理由としましては、一般住宅の建設です。</p> <p>議案書の12、13ページに位置図、14、15ページに図面を付けています。久能寺集落内の農地です。この農地は、第2種農地であり、農用地区域内の農地です。 以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>この件については、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
<p>山寄委員</p>	<p>はい。山寄です。事前調査の報告をいたします。6月1日に現地確認及び申請人の代理人であるクローバー総合事務所の担当者に聞き取り調査を行いました。内容でありますけれども、先ほど事務局から報告がありましたようにこの農地はほとんど周りが宅地になっており集落の中にある農地であります。そのため農地としての維持は難しいであろうと。聞き取りによれば申請人は県外の方におられてようやく買い手が見つかったのが本音だったと聞いております。事務局の報告では登記地目、現況地目とも田でありましたが現況は畑でございます。何の耕作もされてなくて草刈りがきちっとされてお</p>

山寄委員	<p>るといような状況でありました。そのような状況から問題はないと思っております。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号2-2です。事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号 受付番号2-2 朗読後、説明】 受付番号2-2について説明します。 申請地 福井地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 25 m² 目的は農用地区域からの除外です。 理由としましては、墓地を整備するためです。 議案書の16から18ページに位置図、19ページに図面を付けています。農業公共投資の対象となっている第1種農地であり、農用地区域内の農地です。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件については、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>西村です。議案第4号受付番号2-2について調査報告をさせていただきます。6月4日に申請人にお会いしまして立会いのもと現地確認と聞き取りをいたしました。内容は事務局からの説明と重複するところもありますが現在の墓地は自宅からかなり離れた遠い山の中にあり急な坂の山道で上り下りするのも危険である。不便で管理に支障をきたしている状況であるとのことでございました。実際に私は近くまで行って見たのですが相当急なところで歩いていかなければならないところがありました。お父さんが亡くなられたことをきっかけにこの度、自宅から離れてはいますがせめて車で行ける裏山</p>

西村委員	のすそ野の斜面の緩やかな畑の近くに移設したいということでした。周辺の地権者は了承済みとのことですのでよろしく願いしたいと思います。以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。続きまして、受付番号3-3です。事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>【議案第4号 受付番号3-3 朗読後、説明】 受付番号3-3について説明します。 申請地 下野地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 188㎡の内40㎡ 目的は農用地区域からの除外です。 理由としましては、墓地を整備するためです。 議案書の20、21ページに位置図、22、23ページに図面を付けています。農業公共投資の対象となっている第1種農地であり、農用地区域内の農地です。以上です。</p>
議長（会長）	この件については、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
谷尾委員	失礼します。報告します。6月8日に現地で申請人にお話を聞きました。地目は田となっておりますが現地の半分くらい野菜を作っておられます。現在の墓地を見えるところまで確認に行きましたが竹林の中でとても大変なところでした。今年は大きな木が倒れてきて業者の方に切ってもらったとのこと。今のうちに早く行きやすい所に移したいとのこと。この話になったと思います。事務局の報告のとおりです。よろしくお願いします。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。山本推進委員どうぞ。
山本推進委員	推進委員の山本です。今の説明と図面で見ますと道路に面して埋め立てられるようですが県道ですよね。交通量が少ない地域ですから特に問題はないかもしれませんが町の墓地経営許可の担当課から許可になるにはブロック塀とか墓が見えないようにするよう要請があったとか聞いておられないでしょうか。
議長（会長）	事務局どうぞ。
事務局	失礼します。山本推進委員の言われるとおり八頭町には墓地、埋葬等に関する法律施行細則がございます。これまでも転用の審議をしていただく際に説明させていただいております。この件についても町の町民課で墓地の事前指導が行われ概ね協議が整っているところです。町民課ではこの細則に基づき障壁を設けるよう指導がなされていることを報告させていただきます。
山本推進委員	間違いなく取り付けられるということですね。
事務局	これまでの委員会でもお話させていただきましたが町民課としてはそういった指導をするところまでで必ずとの返事ではありませんが墓地の指導はこの細則に基づき行うとのことでございます。
議長（会長）	山本推進委員のおっしゃるとおり何故ここにとの疑問点もあるやもしれません。100%の確約は難しいと思いますが誰が見ても納得できる環境を整えることが望ましいと思います。
議長（会長）	その他、意見はございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で日程第6 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きますして日程第7 その他について事務局よりお願いします。

事務局	<ul style="list-style-type: none">●農地利用配分計画案に対する意見について（第2回定例会関係）●全国農業新聞新規購読者申込み確保の取り組みについて●農業委員会活動記録の記載方法について●資料提供等<ul style="list-style-type: none">・人・農地関連法案の成立について・農地の違反転用防止に係る協力依頼について●違反転用案件について●次回の農業委員会開催日時について<ul style="list-style-type: none">■7月12日（火）13時30分から■船岡地区公民館大集会室 以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第3回農業委員会を終了します。
事務局	終了（15時25分）
